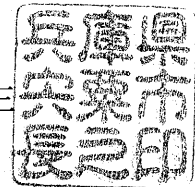


宍粟総第347号

令和3年10月15日

宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福元 晶 三



市長等の報酬等及び期末手当支給割合について（諮問）

特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、市長、副市長及び教育長並びに議会議員（以下「市長等」という。）の報酬等及び期末手当支給割合について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆現行の市長等の報酬等

市長、副市長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当支給割合	市 長	880,000 円	4. 15月
	副市長	712,000 円	6月：2. 075月
	教育長	638,000 円	12月：2. 075月
市議会議員の報酬額（月額）及び期末手当支給割合	議 長	448,000 円	4. 15月
	副議長	370,000 円	6月：2. 075月
	議 員	346,000 円	12月：2. 075月

◆諮問の趣旨

市長が、市長等の報酬に関する条例を市議会に提出する場合は、特別職報酬等審議会にあらかじめ意見を聴くこととなっており、昨年度の審議会におきましては、期末手当支給割合について、0.05月引き下げることが適当であるとの答申を受けております。

今回の審議会では、それ以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長、副市長及び教育長並びに市議会議員（以下「市長等」）の報酬等の額が適正か否か、また、令和3年人事院勧告において期末手当支給割合の改定が勧告がされましたが、これを受け、市長等の期末手当の支給割合を改定することの是非について、ご審議いただきますようお願いいたします。